

## 半田市財産処分審議会への付議事件の範囲及び取扱についての要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、普通財産の処分にあたり、半田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年半田市条例第42号）及び半田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年半田市条例第40号）に別段の定めがあるものを除き、半田市財産処分審議会設置要綱の規定に基づき、市長が半田市財産処分審議会（以下「審議会」という。）に諮問する処分事案の範囲及び取扱について必要な事項を定めるものとする。

### (付議の除外範囲)

第2条 次に掲げるものは、審議会に付議しないものとする。

- (1) 処分面積が300㎡（ただし、市街化調整区域は600㎡）未満の土地で、次のいずれかに該当するもの
  - ア 交換の目的をもって用途を廃止した土地
  - イ 道路、水路等の事業に関連して生じた廃道路敷、廃水路敷等
  - ウ 道路又は水路に全く接していない土地
  - エ 袋地
  - オ 隣地若しくはその周辺の土地で等積又は等価（10%未満の増減を含む。）による交換の土地
  - カ 単独では利用困難な土地
- (2) 公共事業で民間土地買収のために提供する代替地
- (3) 国又は県の事業で収用される土地
- (4) 取壊費用が残存価格以上の建物
- (5) その他、市長が審議会に諮る必要がないと認めた土地及び建物

### (土地の処分価格)

第3条 土地の処分価格は、次の各号のいずれかの方法による。

- (1) 払下物件を単独に計画した場合の価格（正常価格）
- (2) 払下物件を隣接地と一体利用した場合の価格（限定価格）

2 土地の価格の評価は、評価基準による。

### (土地の評価基準)

第4条 土地の評価基準は、比較方式（取引事例及び公示価格等又は賃貸事例の方法をいう。）による。

**（土地の随意契約の相手方）**

第5条 土地の随意契約の相手方は、隣接地の所有者、借地人等の適格者とする。

**（土地の処分申請手続）**

第6条 土地の処分申請は、申請書に図面を添付し、隣地に関係者がある場合は、隣地所有者の承諾書を添付して行うものとする。

**附 則**

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成23年12月20日から施行する。